**新　旧　対　照　表**

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
| 高知県高性能林業機械等緊急整備事業費補助金交付要綱  第１条～第８条　【略】  （繰越しの承認の申請）  第９条　補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰り越す必要がある場合は、別記第６号様式による繰越承認申請書を提出し、所長の承認を受けなければならない。    （グリーン購入）  第10条　補助事業者は、補助事業の実施において、物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。  （情報の開示）  第11条　補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成２年高知県条例第１号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第６条第１項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。  （雑則）  第12条　この要綱の規定により提出する書類のうち、補助金額が１件5,000万円以上の事業については、知事に提出しなければならない。  ２　前項に規定された事業については、別記様式中「林業（振興）事務所長」とあるのは、「高知県知事」と読み替えて適用するものとし、高知県林業振興・環境部木材増産推進課に提出しなければならない。  ３　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。  （附　則）  １　この要綱は、令和５年７月６日から施行する。  ２　この要綱は、令和７年５月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱の基づき交付された補助金については、第５条第１項第３号から第７号まで及び第２項、第８条第３項及び第４項並びに第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。  （附　則）  　この要綱は、令和６年１月２９日から施行する。    別表第２　【省略】 | 高知県高性能林業機械等緊急整備事業費補助金交付要綱  第１条～第８条　【略】  （新設）  （グリーン購入）  第９条　補助事業者は、補助事業の実施において、物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。  （情報の開示）  第10条　補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成２年高知県条例第１号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第６条第１項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。  （雑則）  第11条　この要綱の規定により提出する書類のうち、補助金額が１件5,000万円以上の事業については、知事に提出しなければならない。  ２　前項に規定された事業については、別記様式中「林業（振興）事務所長」とあるのは、「高知県知事」と読み替えて適用するものとし、高知県林業振興・環境部木材増産推進課に提出しなければならない。  ３　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。  （附　則）  １　この要綱は、令和５年７月６日から施行する。  ２　この要綱は、令和６年５月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱の基づき交付された補助金については、第５条第１項第３号から第７号まで及び第２項、第８条第３項及び第４項並びに第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。    別表第２【省略】    （新設）  （新設）  （新設）  （新設）  （新設）  （新設） |